

て、かくてはべるにこそあれど、あまがけりても、このわたりを、片時さりはべらず、いとつみふかからぬ身に侍れば、なにごとみ、みな見き、てなんはべるを、此大將を、やむ事なきあたりにめし、いれられぬべくおぼしかまふめるを、ひごろやすからぬ事と思ひ侍れど、さはれたまかせきこえて見んとおもひ侍に、いとやすからぬことにおぼえて、みづから聞えんとばかり思ひしに、いとをし、此君のかくおどろくしくものしたまへば、いと心ぐるしくてなむ、かくきこゆるとの給はするは、故中務宮親王具平の御けはひなりけりと、心えさせ給つとの父頼通長かしこまり申させ給て、すべて返々ことほりに侍れば、かしこまり申侍、されどこれは、このおのこのおこたりに侍らず、又みづからのする事にも侍らず、をのづから侍こと也と申させ給へば、いかに、さはこはかなしくおぼすやと、せめてたびく申させ給、この事をながくおぼしたらねどなるべし、殿の御まへに御覽せよ、げにさる事侍らばと、ことほりのよし、たびく申させたまへば、さは今は心やすくまかりなん、さりととも、そらごとはおとゞし給はじとなむおもひ侍、もしさらば、うらみ申ばかりとて、さりぬべき法文のあはれなる處うち誦し給、まことに、たがふ處なくて、まばしうちねてさめぬ、名ごりもなく、御心ちさはやかにならせ給ぬれば、略下

〔愚管抄〕六後京極殿藤原良經略は、略中三月三年元久七日、やうもなりぬ死にせられたり、略中このをりふしにさし合せ、怨靈も力をえけんとおぼゆるになん、その御修法はことに叡感有て、勸賞などおこなはれにけり、略中猶法性寺殿藤原忠通のすゑにか、りける事の人のいでくるを、知足院殿父忠實の惡靈のしつるぞとこそは人は思へりけれ、